

社会福祉法人 上天草市 社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上天草市社会福祉協議会（以下「本会」という）の役員(理事・監事)及び評議員等が、本会会長の招集に応じて出席した会議等のために対して、報酬及び費用弁償を支給することについて、定めることを目的とする。

(報酬の起算等)

第2条 報酬は、本会の役員及び評議員等に支給し、本会の会務に従事した日数により支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、役員及び評議員等ともに1日につき、3,000円とする。

(費用弁償等)

第4条 役員及び評議員等が、上天草市で開催される理事会・監事会・評議員会等に該当する会務等に出席した場合の費用弁償の車賃額は、上天草市特別職の非常勤職員の費用弁償に関する条例施行規則の別表の金額を準用する。

(報酬等の制限)

第5条 役員及び評議員等について、その選出母体が上天草市の特別職及び一般職員の役職で選出された場合は、報酬及び費用弁償は支給しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、費用弁償の車賃を調整する。

(1) 役員及び評議員等については、その選出母体が上天草市の特別職及び一般職員の役職で選出された場合であっても、通常勤務する所在地が上天草市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の別表に該当する場合の車賃は支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の議決を得て改廃する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関する必要な事項は、本
会長が定める。

附 則

- 1, この規程は、平成16年3月2日から施行し、平成16年3月31日から適用する。
- 2, この規程は、平成29年4月1日から施行する。